

旭川医科大学病院広報誌編集委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院広報誌編集委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院広報誌編集委員会規程（令和4年旭医大達第74号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 診療科の教員のうちから 4人	(1) 診療科の教員のうちから 4人
(2) 臨床検査・輸血部の教員又は臨床検査技師のうちから 1人	(2) 臨床検査・輸血部の教員又は臨床検査技師のうちから 1人
(3) 薬剤部の教員又は薬剤師のうちから 1人	(3) 薬剤部の教員又は薬剤師のうちから 1人
(4) 看護部の看護師のうちから 1人	(4) 看護部の看護師のうちから 1人
(5) <u>総務課（病院総務室所属の職員を除く。）</u> の職員のうちから 1人	(5) <u>総務課</u> の職員のうちから 1人
(6) <u>病院総務室</u> の職員のうちから 1人	(6) <u>経営企画課</u> の職員のうちから 1人
(7) その他病院長が必要と認めた者	(7) その他病院長が必要と認めた者
2 前項に掲げる委員は、病院長が委嘱する。	2 前項に掲げる委員は、病院長が委嘱する。
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和8年6月2日から施行し、令和8年4月1日から適用す</u>	

る。

【改正理由】

事務局の改組に伴い、所要の改正を行うものである。